

第58回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日時 令和3年1月18日(月) 15:50~16:27
- 2 場所 長崎大学事務局第3会議室(一部委員は執務室等からwebで出席)
- 3 議事

(1) 学長選考等について

① 学長選考等に関する国の動向について

議長から、政府が設置した有識者会議での審議取りまとめにおける、学長選考等に関連する記述がある旨の説明があった。

議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」及び「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」での学長選考等に関する記述について、資料3に基づき説明があり、また、本学の選考プロセス及び前回選考プロセスにおける関心度について、資料3-参考1及び参考2に基づき説明があった。

今後、国の動向を踏まえ、学長選考会議として必要な事項を審議することとした。

② 国立大学法人ガバナンス・コードへの対応について

議長から、国立大学法人ガバナンス・コードにおける学長選考等に関する記載について、学長選考会議として、確認が必要である旨の説明があった。

議長の求めにより、理事(総務担当)から、各コードへの適合状況について、資料4に基づき説明があり、審議の結果、学長選考会議として適合していることが確認された。

なお、審議の中で以下のような質疑、意見があった。

- ・ 総括理事とは、どういったものか。例えば、学長や理事長の責務を負う者を学内から選出する場合に置くものなのか。
 - 理事長を置く場合に大学総括理事を置くものであり、理事長が任命するもの。
- ・ 解任規則は必ず整備する必要があるのか。
 - 規則は整備済みであるが、北海道大学の事例にみる調査委員会のように事実関係を調査する機能が無い。また、学長選考プロセスでは意向投票を廃したが、解任プロセスには意向投票を可能とする設計となっており改めて議論が必要である。

③ 学長解任手続きの見直しについて

議長から、前回学長選考手続きを実施するにあたり、選考プロセスを見直し、規則に反映させたが、解任に関する規則については、選考プロセスの変更点と整合性を図るための最低限の修正にとどめており、解任プロセスの確認や見直しの検討は改めて審議することとしていた旨説明があった。

議長の求めにより、理事(総務担当)から、解任規則の現状や北海道大学の事例、また、解任プロセスを見直す際の視点について、資料5-1から資料5-参考2に基づき説明があり、本日の議論を踏まえ今後審議することとした。

なお、審議の中で以下のような質疑、意見があった。

- ・ 調査委員会は、第三者委員会を設置できる方向で案を策定いただきたい。
- ・ 資料にあるようなハラスメント事象があった際は、学長選考会議以外に大学全体としての受け皿は存在するのか。
 - ハラスメント防止委員会が同様の機能を担っているが、学長のハラスメントに対する調査を行うには荷が重いと考えられる。他に研究不正、研究費不正使用に対しては個別に調査委員会を設置することとしている。
- ・ 調査委員会の設置権限は、学長選考会議にあるべきである。
- ・ 資料にあるハラスメント事象は学内の権力闘争に利用されることも危惧されることから、学長選考会議が調査委員会設置の有無を慎重に判断するべきであり、設置ありきではない。
 - 北海道大学の規程でも“調査委員会を設置し、調査を行うことができる”と規定としている。

(以 上)